

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 5月13日
【会社名】	近畿日本鉄道株式会社
【英訳名】	Kintetsu Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 小林 哲也
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市天王寺区上本町 6丁目 1番55号
【電話番号】	0 6 (6 7 7 5) 3 4 6 5
【事務連絡者氏名】	経理部長 泉川 邦充
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内 2丁目 5番 2号三菱ビルディング 7階773区
【電話番号】	0 3 (3 2 1 2) 2 0 5 1
【事務連絡者氏名】	東京支社長 吉原 稔郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町 2番 1号） 株式会社名古屋証券取引所（名古屋市中区栄 3丁目 8番20号）

1【提出理由】

当社（平成27年4月1日付で「近鉄グループホールディングス株式会社」に商号変更予定。）は、平成26年5月13日開催の取締役会において、当社の鉄道事業、生活関連事業（不動産事業、ホテル・旅館事業、流通事業等）を会社分割により、当社の子会社である近畿日本鉄道分割準備株式会社（以下「鉄道準備会社」といいます。）、近鉄不動産株式会社（以下「近鉄不動産」といいます。）、株式会社近鉄ホテルシステムズ（以下「近鉄ホテルシステムズ」といいます。）および株式会社近鉄リテールサービス（以下「近鉄リテールサービス」といいます。）へ承継させることを決議し、同日各承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました（以下、当該会社分割を「本件分割」といいます。）ため、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本件分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	近畿日本鉄道分割準備株式会社
本店の所在地	大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号
代表者の氏名	代表取締役 松本 昭彦
資本金の額	10百万円 (平成26年4月30日現在)
純資産の額	10百万円 (平成26年4月30日現在)
総資産の額	10百万円 (平成26年4月30日現在)
事業の内容	鉄軌道事業(なお本件分割前は事業を行っておりません。)

商号	近鉄不動産株式会社
本店の所在地	大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号
代表者の氏名	代表取締役社長 澤田 悦郎
資本金の額	12,090百万円 (平成26年3月31日現在)
純資産の額	31,878百万円 (平成26年3月31日現在)
総資産の額	124,350百万円 (平成26年3月31日現在)
事業の内容	不動産業

商号	株式会社近鉄ホテルシステムズ
本店の所在地	大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号
代表者の氏名	代表取締役社長 二村 隆
資本金の額	100百万円 (平成26年3月31日現在)
純資産の額	2,134百万円 (平成26年3月31日現在)
総資産の額	10,897百万円 (平成26年3月31日現在)
事業の内容	ホテル業

商号	株式会社近鉄リテールサービス
本店の所在地	大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号
代表者の氏名	代表取締役社長 中井 潔
資本金の額	30百万円 (平成26年3月31日現在)
純資産の額	1,180百万円 (平成26年3月31日現在)
総資産の額	3,927百万円 (平成26年3月31日現在)
事業の内容	駅構内売店の運営、飲食店の経営

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

	近鉄不動産		
	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	85,205百万円	81,226百万円	90,294百万円
営業利益	1,293百万円	2,745百万円	5,830百万円
経常利益	332百万円	1,945百万円	5,236百万円
純利益	820百万円	1,855百万円	2,119百万円

	近鉄ホテルシステムズ		
	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	36,308百万円	37,421百万円	39,524百万円
営業利益	472百万円	216百万円	106百万円
経常利益	417百万円	242百万円	97百万円
純利益	448百万円	271百万円	156百万円

	近鉄リテールサービス		
	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	10,825百万円	10,791百万円	11,316百万円
営業利益	8百万円	85百万円	21百万円
経常利益	22百万円	85百万円	28百万円
純利益	49百万円	2百万円	13百万円

(注) 鉄道準備会社は、設立後最初の決算期を迎えていないため、確定した事業年度はありません。

大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

	鉄道準備会社
大株主の名称	近畿日本鉄道株式会社
発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合	100%

	近鉄不動産
大株主の名称	近畿日本鉄道株式会社
発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合	99.01%

	近鉄ホテルシステムズ
大株主の名称	近畿日本鉄道株式会社
発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合	100%

	近鉄リテールサービス
大株主の名称	近畿日本鉄道株式会社
発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

	鉄道準備会社
資本関係	承継会社は当社の100%出資の子会社であります。
人的関係	当社の従業員が承継会社の役員を兼務しております。
取引関係	承継会社は事業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

	近鉄不動産
資本関係	当社が承継会社の発行済株式の99.01%を保有しております。
人的関係	当社の役員が承継会社の役員を兼務しております。
取引関係	不動産業務の一部を委託しております。

	近鉄ホテルシステムズ
資本関係	承継会社は当社の100%出資の子会社であります。
人的関係	当社の役員および従業員が承継会社の役員を兼務しております。
取引関係	ホテル事業統括運営業務を委託しております。

	近鉄リテールサービス
資本関係	承継会社は当社の100%出資の子会社であります。
人的関係	当社の役員および従業員が承継会社の役員を兼務しております。
取引関係	駅構内売店の運営業務を委託しております。

(2) 本件分割の目的

当社グループは、鉄道事業をはじめ生活関連事業を幅広く展開し、主要ターミナルや沿線各地での快適な都市機能と良好な住環境の整備、伊勢志摩・奈良両地域を中心に魅力ある観光地開発に努め、地域との連携の中でグループの総合力を最大限に発揮し、持続的な成長に取り組んでおります。

当社では、「近鉄グループ経営計画（平成22年度～平成26年度）」に基づき、超高層複合ビル「あべのハルカス」をはじめとする主要ターミナルの整備や、鉄道事業構造改革をはじめとする全事業の構造改革、沿線の更なる深耕や新規事業の創出、流通事業の財務体質強化や旅行業の再編、不採算事業の整理などグループ事業の強化を進めてまいりました。

これらの改革を加速、定着させるため、当社は純粋持株会社制への移行に関する検討を進めてまいりました。当社グループは、純粋持株会社制への移行により、変化する経営環境の中で、各事業の特性を活かしつつ、グループの総合力を最大限に発揮し、グループ経営機能の強化と各事業会社の自立的経営により、企業価値の増大を図ってまいります。

グループ経営機能の強化

「グループ経営の方針決定」と「各事業の方針決定とその執行」を分離することで、純粋持株会社は近鉄グループとしての経営方針を決定し、最適なグループ経営戦略の立案や、経営資源の配分、各事業会社業務遂行にあたっての連携調整機能をはたすとともに、当社グループ全体の不動産の積極的な有効活用を図るなど各種施策を推進してまいります。

各事業会社の自立的経営による各事業強化

各事業会社は、事業に関する権限と責任のもと、これまで以上に外部環境の変化に迅速に対応できる体制とするとともに、各社でそれぞれの事業に特化した専門的な人材を育成し、お客様のニーズに的確に対応して、競争を勝ち抜ける「強い会社」となることを目指します。

(3) 本件分割の方法、本件分割に係る割当ての内容およびその他の本件分割契約の内容

本件分割の方法

当社を分割会社とし、当社の完全子会社である鉄道準備会社、近鉄ホテルシステムズ、近鉄リテールサービス、および当社子会社である近鉄不動産を承継会社とする分社型吸収分割です。

本件分割に係る割当ての内容

本件分割における承継会社のうち、鉄道準備会社はその株式200株を、近鉄不動産はその株式2,940,000株を、近鉄ホテルシステムズはその株式35,000株を、近鉄リテールサービスはその株式1,200株を、それぞれ当社に対し割当交付いたします。

その他の本件分割契約の内容

株主總會基準日

(当社)

平成26年3月31日(月)

分割決議取締役会・分割契約締結

(当社、鉄道準備会社、近鉄不動産、近鉄ホテルシステムズ、近鉄リテールサービス)

平成26年5月13日(火)

分割承認株主總會

(当社)

平成26年6月20日(金)(予定)

(鉄道準備会社)

平成26年6月16日(月)(予定)

(近鉄不動産、近鉄リテールサービス)

平成26年6月12日(木)(予定)

(近鉄ホテルシステムズ)
 平成26年6月10日(火)(予定)

分割効力発生日
 (当社、鉄道準備会社、近鉄不動産、近鉄ホテルシステムズ、近鉄リテールサービス)
 平成27年4月1日(水)(予定)

なお、近鉄ホテルシステムズ、近鉄リテールサービスを承継会社とする吸収分割は、会社法第784条第3項の規定に基づき、当社の株主総会の承認を経ずに行う予定です。

当社と鉄道準備会社、近鉄不動産、近鉄ホテルシステムズおよび近鉄リテールサービスが平成26年5月13日に締結した吸収分割契約の内容は後記のとおりであります。

(4) 本件分割に係る割当ての内容の算定根拠

本件分割における承継会社のうち、鉄道準備会社、近鉄ホテルシステムズ、近鉄リテールサービスについては、当社の完全子会社を承継会社とした吸収分割であることから、第三者機関による算定は実施しておりません。

また、本件分割における承継会社のうち、近鉄不動産については、現在当社は同社株式の99.01%を所有しておりますが、本件分割効力発生日の前日までに同社を完全子会社とすることを本件分割の条件としており、第三者機関による算定は実施しておりません。

(5) 本件分割後の承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容(平成27年4月1日(予定))

商号	近畿日本鉄道株式会社(平成27年4月1日付で「近畿日本鉄道分割準備株式会社」から商号変更予定)
本店の所在地	大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号
代表者の氏名	代表取締役 松本 昭彦 (平成26年5月13日現在)
資本金の額	100百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	鉄軌道事業

商号	近鉄不動産株式会社
本店の所在地	大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号
代表者の氏名	代表取締役社長 澤田 悦郎 (平成26年5月13日現在)
資本金の額	12,090百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	不動産業

商号	株式会社近鉄ホテルシステムズ
本店の所在地	大阪市天王寺区上本町六丁目 1 番55号
代表者の氏名	代表取締役社長 二村 隆 (平成26年 5 月13日現在)
資本金の額	100百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	ホテル業

商号	株式会社近鉄リテールサービス
本店の所在地	大阪市天王寺区上本町六丁目 5 番13号
代表者の氏名	代表取締役社長 中井 潔 (平成26年 5 月13日現在)
資本金の額	30百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	流通業

(以下、吸収分割契約書)

吸収分割契約書

近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）および近畿日本鉄道分割準備株式会社（以下「鉄道新会社」という。）は、近鉄の鉄軌道事業、索道事業および旅客誘致に係る事業（生駒山上遊園地、生駒山自動車道および志摩マリノランドにおける事業を含む。）（以下鉄軌道事業、索道事業および旅客誘致に係る事業をあわせて「本件事業」という。）に関して近鉄が有する権利義務を鉄道新会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（当事会社の商号および住所）

第1条 本件分割を行う近鉄および鉄道新会社の商号および住所は、以下のとおりである。

近鉄（分割会社）

商号：近畿日本鉄道株式会社

住所：大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号

鉄道新会社（承継会社）

商号：近畿日本鉄道分割準備株式会社

住所：大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号

（本件分割）

第2条 近鉄は、本契約の定めに従い、第6条に定める効力発生日をもって、吸収分割の方法により、次条記載の権利義務を鉄道新会社に承継させ、鉄道新会社はこれを承継する。

（承継する権利義務に関する事項）

第3条 本件分割に基づき鉄道新会社が近鉄から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。

2. 近鉄から鉄道新会社に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

3. 前項の規定により鉄道新会社が重畳的に引き受けた債務につき、近鉄が弁済その他の負担をしたときは、近鉄は鉄道新会社に対しその負担額全額を求償することができる。

（本件分割に際して交付する金銭等）

第4条 鉄道新会社は本件分割に際し、前条に基づき承継する権利義務の対価として、鉄道新会社の普通株式200株を近鉄に対して交付する。

（鉄道新会社の資本金および準備金）

第5条 本件分割により増加する鉄道新会社の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

（1）資本金

本件分割により増加する資本金の額は、金9千万円とする。

（2）資本準備金

本件分割により増加する資本準備金の額は、金1億円とする。

（3）利益準備金

本件分割により、利益準備金の額は増加しない。

（効力発生日）

第6条 本件分割の効力発生日は、平成27年4月1日とする。ただし、手続の進行等に応じて必要あるときは、近鉄と鉄道新会社とが協議のうえ、これを変更することができる。

（本契約の承認）

第7条 近鉄および鉄道新会社は、平成26年6月末日までに株主総会を開催し、本契約の承認を得るものとする。

（競業避止義務）

第8条 近鉄は、鉄道新会社が承継する本件事業について、競業避止義務を負わないものとする。

(善管注意義務)

第9条 本契約締結以降、効力発生日に至るまでの間、近鉄は善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理を行うものとし、本契約に重大な影響を及ぼす事項を行おうとする場合には、あらかじめ近鉄と鉄道新会社とが協議のうえ、これを行う。

(本契約の条件変更および解除)

第10条 本契約締結以降、効力発生日に至るまでの間、天災地変その他当事会社の責に帰すことのできない事由により、本件事業または本件事業に関する資産、負債、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、近鉄と鉄道新会社とが協議のうえ、本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、第7条に定める近鉄および鉄道新会社の株主総会における承認または関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られないときは、その効力を失う。

(協議事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、近鉄と鉄道新会社とが協議のうえ、これを定める。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、近鉄と鉄道新会社とがそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年5月13日

大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号
(近鉄) 近畿日本鉄道株式会社
代表取締役社長 小林 哲也

大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号
(鉄道新会社) 近畿日本鉄道分割準備株式会社
代表取締役 松本 昭彦

(別紙)

承継権利義務明細表

鉄道新会社が近鉄から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、本件分割の効力発生日において近鉄に属する次の各項記載の権利義務とする。

1 資産

(1) 流動資産

本件事業に関する現金及び預金、未収運賃、未収金、未収収益、短期貸付金、販売土地及び建物、貯蔵品、前払金、前払費用、繰延税金資産、その他の流動資産など本件事業に関する流動資産の一切。ただし、鉄道新会社に対する貸付金を除く。

(2) 固定資産

本件事業に関する有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産など本件事業に関する固定資産の一切(社員向け福利厚生施設を含む。)。ただし、鉄道新会社に対する貸付金および近鉄の本社等に係る固定資産を除く。

2 負債

(1) 流動負債

本件事業に関する短期借入金、未払金、未払費用、預り連絡運賃、預り金、前受運賃、前受金、賞与引当金、その他の流動負債など本件事業に関する流動負債の一切。ただし、1年以内償還社債を除く。

(2) 固定負債

本件事業に関する長期借入金、繰延税金負債、再評価に係る繰延税金負債、その他の固定負債など本件事業に関する固定負債の一切。ただし、社債を除く。

3 雇用契約

本件分割の効力発生日において近鉄に在籍しているすべての従業員との雇用契約の一切。ただし、流通事業に従事する従業員のうちレストラン社員およびレストラン嘱託社員との雇用契約ならびに農産物の生産、加工および販売に従事する従業員のうち定時嘱託社員との雇用契約を除く。

4 その他の権利義務

(1) 本件分割の効力発生日において、本件事業に関し近鉄が締結している一切の契約上の地位およびこれに基づいて発生した一切の権利義務。ただし、近鉄の本社等に係る固定資産に関する契約上の地位およびこれに基づいて発生した一切の権利義務を除く。

(2) 本件事業に関する近鉄の許可、認可、承認、登録および届出等のうち、近鉄から鉄道新会社への承継が法令上可能であるものの一切。

(3) 前2号に掲げるもののほか、本件事業に関し近鉄に発生した一切の権利義務。

(以上)

吸収分割契約書

近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）および近鉄不動産株式会社（以下「不動産会社」という。）は、近鉄の不動産事業（ホテルおよび旅館等の所有・賃貸事業を含む。以下「本件事業」という。）に関して近鉄が有する権利義務を不動産会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（当事会社の商号および住所）

第1条 本件分割を行う近鉄および不動産会社の商号および住所は、以下のとおりである。

近鉄（分割会社）

商号：近畿日本鉄道株式会社

住所：大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号

不動産会社（承継会社）

商号：近鉄不動産株式会社

住所：大阪市天王寺区上本町6丁目5番13号

（本件分割）

第2条 近鉄は、本契約の定めに従い、第6条に定める効力発生日をもって、吸収分割の方法により、次条記載の権利義務を不動産会社に承継させ、不動産会社はこれを承継する。

（承継する権利義務に関する事項）

第3条 本件分割に基づき不動産会社が近鉄から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。

2. 近鉄から不動産会社に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

3. 前項の規定により不動産会社が重畳的に引き受けた債務につき、近鉄が弁済その他の負担をしたときは、近鉄は不動産会社に対しその負担額全額を求償することができる。

（本件分割に際して交付する金銭等）

第4条 不動産会社は本件分割に際し、前条に基づき承継する権利義務の対価として、不動産会社の普通株式2,940,000株を近鉄に対して交付する。

（不動産会社の資本金および準備金）

第5条 本件分割により、不動産会社の資本金、資本準備金および利益準備金の額は増加しない。

（効力発生日）

第6条 本件分割の効力発生日は、平成27年4月1日とする。ただし、手続の進行等に応じて必要あるときは、近鉄と不動産会社とが協議のうえ、これを変更することができる。

（本契約の承認）

第7条 近鉄および不動産会社は、平成26年6月末日までに株主総会を開催し、本契約の承認を得るものとする。

（不動産会社の完全子会社化）

第8条 近鉄は、効力発生日の前日までに、不動産会社を近鉄の完全子会社（会社法施行規則第219条第1項に定める完全子会社をいう。）とするために必要な手続を行うものとする。

（競業禁止義務）

第9条 近鉄は、不動産会社が承継する本件事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

（善管注意義務）

第10条 本契約締結以降、効力発生日に至るまでの間、近鉄は善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理を行うものとし、本契約に重大な影響を及ぼす事項を行おうとする場合には、あらかじめ近鉄と不動産会社とが協議のうえ、これを行う。

(本契約の条件変更および解除)

第11条 本契約締結以降、効力発生日に至るまでの間、天災地変その他当事会社の責に帰すことのできない事由により、本件事業または本件事業に関する資産、負債、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、近鉄と不動産会社とが協議のうえ、本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第12条 本契約は、第7条に定める近鉄および不動産会社の株主総会における承認または関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られないときは、その効力を失う。効力発生日の前日までに、第8条に定める手続が完了していない場合も同様とする。

(協議事項)

第13条 本契約に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、近鉄と不動産会社とが協議のうえ、これを定める。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、近鉄と不動産会社とがそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年5月13日

(近 鉄) 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号
近畿日本鉄道株式会社
代表取締役社長 小林 哲也

(不動産会社) 大阪市天王寺区上本町6丁目5番13号
近鉄不動産株式会社
代表取締役社長 澤田 悦郎

(別紙)

承継権利義務明細表

不動産会社が近鉄から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、本件分割の効力発生日において近鉄に属する次の各項記載の権利義務とする。

1 資産

(1) 流動資産

本件事業に関する現金及び預金、未収金、未収収益、短期貸付金、販売土地及び建物、貯蔵品、前払金、前払費用、繰延税金資産、その他の流動資産など本件事業に関する流動資産の一切。ただし、不動産会社に対する貸付金を除く。

(2) 固定資産

本件事業に関する有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産など本件事業に関する固定資産の一切。ただし、不動産会社に対する貸付金および近鉄の本社等に係る固定資産を除く。

2 負債

(1) 流動負債

本件事業に関する短期借入金、未払金、未払費用、預り金、前受金、賞与引当金、その他の流動負債など本件事業に関する流動負債の一切。ただし、1年以内償還社債を除く。

(2) 固定負債

本件事業に関する長期借入金、繰延税金負債、再評価に係る繰延税金負債、その他の固定負債など本件事業に関する固定負債の一切。ただし、社債を除く。

3 雇用契約

農産物の生産、加工および販売に従事する従業員のうち定時嘱託社員との雇用契約の一切。

4 その他の権利義務

(1) 本件分割の効力発生日において、本件事業に関し近鉄が締結している一切の契約上の地位およびこれに基づいて発生した一切の権利義務。ただし、近鉄の本社等に係る固定資産に関する契約上の地位およびこれに基づいて発生した一切の権利義務を除く。

(2) 本件事業に関する近鉄の許可、認可、承認、登録および届出等のうち、近鉄から不動産会社への承継が法令上可能であるものの一切。

(3) 前2号に掲げるもののほか、本件事業に関し近鉄に発生した一切の権利義務。

(以上)

吸収分割契約書

近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）および株式会社近鉄ホテルシステムズ（以下「ホテル会社」という。）は、近鉄のホテル事業および旅館事業の一部（百楽荘およびあやめ館を除く旅館における旅館事業をいう。）（以下ホテル事業および旅館事業の一部をあわせて「本件事業」という。）に関して近鉄が有する権利義務をホテル会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（当事会社の商号および住所）

第1条 本件分割を行う近鉄およびホテル会社の商号および住所は、以下のとおりである。

近鉄（分割会社）

商号：近畿日本鉄道株式会社

住所：大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号

ホテル会社（承継会社）

商号：株式会社近鉄ホテルシステムズ

住所：大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号

（本件分割）

第2条 近鉄は、本契約の定めに従い、第6条に定める効力発生日をもって、吸収分割の方法により、次条記載の権利義務をホテル会社に承継させ、ホテル会社はこれを承継する。

（承継する権利義務に関する事項）

第3条 本件分割に基づきホテル会社が近鉄から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。

2. 近鉄からホテル会社に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

3. 前項の規定によりホテル会社が重畳的に引き受けた債務につき、近鉄が弁済その他の負担をしたときは、近鉄はホテル会社に対しその負担額全額を求償することができる。

（本件分割に際して交付する金銭等）

第4条 ホテル会社は本件分割に際し、前条に基づき承継する権利義務の対価として、ホテル会社の普通株式35,000株を近鉄に対して交付する。

（ホテル会社の資本金および準備金）

第5条 本件分割によりホテル会社の資本金、資本準備金および利益準備金の額は増加しない。

（効力発生日）

第6条 本件分割の効力発生日は、平成27年4月1日とする。ただし、手続の進行等に応じて必要あるときは、近鉄とホテル会社とが協議のうえ、これを変更することができる。

（本契約の承認）

第7条 近鉄は、会社法第784条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。

2. ホテル会社は、平成26年6月末日までに株主総会を開催し、本契約の承認を得るものとする。

（競業避止義務）

第8条 近鉄は、ホテル会社が承継する本件事業について、競業避止義務を負わないものとする。

（善管注意義務）

第9条 本契約締結以降、効力発生日に至るまでの間、近鉄は善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理を行うものとし、本契約に重大な影響を及ぼす事項を行おうとする場合には、あらかじめ近鉄とホテル会社とが協議のうえ、これを行う。

(本契約の条件変更および解除)

第10条 本契約締結以降、効力発生日に至るまでの間、天災地変その他当事会社の責に帰すことのできない事由により、本件事業または本件事業に関する資産、負債、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、近鉄とホテル会社とが協議のうえ、本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、第7条に定めるホテル会社の株主総会における承認または関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られないときは、その効力を失う。

(協議事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、近鉄とホテル会社とが協議のうえ、これを定める。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、近鉄とホテル会社とがそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年5月13日

(近 鉄) 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号
近畿日本鉄道株式会社
代表取締役社長 小林 哲也

(ホテル会社) 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号
株式会社近鉄ホテルシステムズ
代表取締役社長 二村 隆

(別紙)

承継権利義務明細表

ホテル会社が近鉄から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、本件分割の効力発生日において近鉄に属する次の各項記載の権利義務とする。

1 資産

(1) 流動資産

本件事業に関する現金及び預金、未収金、未収収益、貸付金、貯蔵品、前払金、前払費用、繰延税金資産、その他の流動資産など本件事業に関する流動資産の一切。ただし、ホテル会社に対する貸付金を除く。

(2) 固定資産

本件事業に関する有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産など本件事業に関する固定資産の一切。ただし、各ホテルおよび旅館の土地、建物およびこれに付随する建物附属設備、構築物、機械装置、工具器具備品その他の資産、ホテル会社に対する貸付金ならびに近鉄の本社等に係る固定資産を除く。

2 負債

(1) 流動負債

本件事業に関する短期借入金、未払金、未払費用、預り金、前受金、賞与引当金、その他の流動負債など本件事業に関する流動負債の一切。ただし、1年以内償還社債を除く。

(2) 固定負債

本件事業に関する長期借入金、繰延税金負債、再評価に係る繰延税金負債、その他の固定負債など本件事業に関する固定負債の一切。ただし、社債を除く。

3 雇用契約

承継しない。

4 その他の権利義務

(1) 本件分割の効力発生日において、本件事業に関し近鉄が締結している一切の契約上の地位およびこれに基づいて発生した一切の権利義務。ただし、近鉄の本社等に係る固定資産に関する契約上の地位およびこれに基づいて発生した一切の権利義務を除く。

(2) 本件事業に関する近鉄の許可、認可、承認、登録および届出等のうち、近鉄からホテル会社への承継が法令上可能であるものの一切。

(3) 前2号に掲げるもののほか、本件事業に関し近鉄に発生した一切の権利義務。

(以上)

吸収分割契約書

近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）および株式会社近鉄リテールサービス（以下「流通会社」という。）は、近鉄の流通事業および旅館事業の一部（百楽荘およびあやめ館における旅館事業をいう。）（以下流通事業および旅館事業の一部をあわせて「本件事業」という。）に関して近鉄が有する権利義務を流通会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（当事会社の商号および住所）

第1条 本件分割を行う近鉄および流通会社の商号および住所は、以下のとおりである。

近鉄（分割会社）

商号：近畿日本鉄道株式会社

住所：大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号

流通会社（承継会社）

商号：株式会社近鉄リテールサービス

住所：大阪市天王寺区上本町6丁目5番13号

（本件分割）

第2条 近鉄は、本契約の定めに従い、第6条に定める効力発生日をもって、吸収分割の方法により、次条記載の権利義務を流通会社に承継させ、流通会社はこれを承継する。

（承継する権利義務に関する事項）

第3条 本件分割に基づき流通会社が近鉄から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。

2. 近鉄から流通会社に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

3. 前項の規定により流通会社が重畳的に引き受けた債務につき、近鉄が弁済その他の負担をしたときは、近鉄は流通会社に対しその負担額全額を求償することができる。

（本件分割に際して交付する金銭等）

第4条 流通会社は本件分割に際し、前条に基づき承継する権利義務の対価として、流通会社の普通株式1,200株を近鉄に対して交付する。

（流通会社の資本金および準備金）

第5条 本件分割により流通会社の資本金、資本準備金および利益準備金の額は増加しない。

（効力発生日）

第6条 本件分割の効力発生日は、平成27年4月1日とする。ただし、手続の進行等に応じて必要あるときは、近鉄と流通会社とが協議のうえ、これを変更することができる。

（本契約の承認）

第7条 近鉄は、会社法第784条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。

2. 流通会社は、平成26年6月末日までに株主総会を開催し、本契約の承認を得るものとする。

（競業避止義務）

第8条 近鉄は、流通会社が承継する本件事業について、競業避止義務を負わないものとする。

（善管注意義務）

第9条 本契約締結以降、効力発生日に至るまでの間、近鉄は善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理を行うものとし、本契約に重大な影響を及ぼす事項を行おうとする場合には、あらかじめ近鉄と流通会社とが協議のうえ、これを行う。

(本契約の条件変更および解除)

第10条 本契約締結以降、効力発生日に至るまでの間、天災地変その他当事会社の責に帰すことのできない事由により、本件事業または本件事業に関する資産、負債、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、近鉄と流通会社とが協議のうえ、本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、第7条に定める流通会社の株主総会における承認または関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られないときは、その効力を失う。

(協議事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、近鉄と流通会社とが協議のうえ、これを定める。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、近鉄と流通会社とがそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年5月13日

(近 鉄) 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号
近畿日本鉄道株式会社
代表取締役社長 小林 哲也

(流通会社) 大阪市天王寺区上本町6丁目5番13号
株式会社近鉄リテールサービス
代表取締役社長 中井 潔

(別紙)

承継権利義務明細表

流通会社が近鉄から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、本件分割の効力発生日において近鉄に属する次の各項記載の権利義務とする。

1 資産

(1) 流動資産

本件事業に関する現金及び預金、未収金、未収収益、貸付金、貯蔵品、前払金、前払費用、繰延税金資産、その他の流動資産など本件事業に関する流動資産の一切。ただし、流通会社に対する貸付金を除く。

(2) 固定資産

本件事業に関する有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産など本件事業に関する固定資産の一切。ただし、百楽荘およびあやめ館の土地、建物およびこれに付随する建物附属設備、構築物、機械装置、工具器具備品その他の資産、流通会社に対する貸付金ならびに近鉄の本社等に係る固定資産を除く。

2 負債

(1) 流動負債

本件事業に関する短期借入金、未払金、未払費用、預り金、前受金、賞与引当金、その他の流動負債など本件事業に関する流動負債の一切。ただし、1年以内償還社債を除く。

(2) 固定負債

本件事業に関する長期借入金、繰延税金負債、再評価に係る繰延税金負債、その他の固定負債など本件事業に関する固定負債の一切。ただし、社債を除く。

3 雇用契約

流通事業に従事する従業員のうちレストラン社員およびレストラン嘱託社員との雇用契約の一切。

4 その他の権利義務

(1) 本件分割の効力発生日において、本件事業に関し近鉄が締結している一切の契約上の地位およびこれに基づいて発生した一切の権利義務。ただし、近鉄の本社等に係る固定資産に関する契約上の地位およびこれに基づいて発生した一切の権利義務を除く。

(2) 本件事業に関する近鉄の許可、認可、承認、登録および届出等のうち、近鉄から流通会社への承継が法令上可能であるものの一切。

(3) 前2号に掲げるもののほか、本件事業に関し近鉄に発生した一切の権利義務。

(以上)